

平成 19 年 7 月 27 日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

全国銀行協会
業務部

確定拠出年金制度に関する改善要望について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 13 年 10 月からスタートした確定拠出年金制度につきましては、私どもの会員においても、運営管理機関や資産管理機関等として、制度の健全な普及・発展のため努力しているところであります。

昨年 10 月には確定拠出年金法の施行から 5 年が経過し、貴省におかれても本制度の施行状況の検証を行うなど、制度見直しに向けての検討を進められているものと拝察いたします。

今般、当協会では、会員における日々の業務運営の中で加入者等から寄せられている要望も踏まえ、別紙のとおり改善要望をとりまとめました。

つきましては、本制度のさらなる普及・発展のために今回の要望事項について格別のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、要望のうち税制改正にかかわる事項につきましては、今後、当協会の税制改正要望として関係当局へ提出する予定としておりますので、申し添えます。

以 上

確定拠出年金制度に関する改善要望

平成 19 年 7 月 27 日

全 国 銀 行 協 会

1．退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃【税制関連】

確定拠出年金は、公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応え、国民の将来不安を除去し、少子・高齢化に対応するための制度として、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とした十分な税制優遇措置が講じられるべきである。

また、確定拠出年金の個人別管理資産は個人の運用資産であり、仮に特別法人税の課税凍結措置が解除されれば、長期に運用する若年層ほど税負担が多くなる可能性があり、世代間格差の要因になると考えられるため、特別法人税は撤廃すべきである。

少なくとも、平成 20 年 3 月末までとなっている課税凍結措置の期限を延長すべきである。

2．拠出限度額の引上げ【税制関連】

平成 16 年度に拠出限度額の一部引上げが行われたが、その水準は必ずしも十分なものではなく、急速な高齢化社会の到来等から確定拠出年金制度の重要性は増していること、また、確定給付企業年金制度とのバランス等に鑑み、拠出限度額をさらに引き上げるべきである。

3．マッチング拠出の容認【税制関連】

拠出限度額の引上げとともに、老後に必要な資金を自助努力により用意する観点から、企業型年金加入者に対し、現在の限度額の外枠で個人による追加拠出を認めることを要望する。

4．加入対象者の拡大

(1) 国民年金の第 3 号被保険者への加入対象の拡大

現在の制度では、拠出期間が短い加入者が退職により国民年金の第 3 号被保険者となった場合、加入資格を失って拠出の継続が認められない一方で、個人型運用指図者として長期間の運用を強いられるうえ、諸手数料差し引き後では少額の給付しか得られないことが想定されることから、国民年金の第 3 号被保険者も加入対象者に加えるべきである。

(2) 企業年金のある企業の従業員の個人型年金加入の容認

中小企業における退職金・企業年金の給付水準を考慮した場合、老後所得の確保に係る自主的な努力の支援が必要と考えられるため、企業年金のある企業の従業員も個人型年金に加入できるようにするべきである。

5．追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度の新設

平成 17 年度に、脱退一時金の支給(中途引き出し)要件が一部緩和され、資産が少額である場合にも脱退一時金が支給されることとなった。また、平成 19 年の税制改正では「企

業型の資格喪失後、2年間個人型運用指図者であり、かつ、個人別管理資産が25万円以下である場合」に脱退一時金の支給が認められる方向で検討されている。

しかし、加入者が退職により国民年金の第3号被保険者となる場合には、加入期間が3年を超え、かつ一定額を超える資産があると、依然として脱退一時金が支給されない。こうしたケースではその後の個人型年金に係る手数料負担によって資産が減少することが避けられず、また、自動移換の問題の一因にもなっていると考えられる。

については、確定拠出年金の先進国である米国の事例などを参考に、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を新設することを要望する。

6．事業主への掛け金返還規定の緩和

懲戒解雇の場合など、勤続3年以上の場合においても、規約に定めれば事業主への掛け金返還を認めることを要望する。

7．確定拠出年金法の改正に伴う規約変更手続の要件緩和

確定拠出年金法の改正に伴う規約の変更は、法律上必須であり、加入者等も遵守すべき内容であることから、同意・非同意に関わらず規約の変更が必要なものである。よって、法律の改正に伴う規約の変更手続については、同意を不要とした届出（極めて軽微な変更）として頂きたい。

以 上